

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2015～2020年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2015年度	954	490	16	13
2016年度	810	424	14	10
2017年度	1,093	625	17	15
2018年度	987	543	24	35
2019年度	681	378	13	27
2020年度	568	313	17	9

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	793	705	88.9%
2017年度	1,060	952	89.8%
2018年度	943	856	90.8%
2019年度	657	570	86.8%
2020年度	539	497	92.2%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2021年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2021年度	488	304	11	42
2021年4月～6月	151	87	1	0
2021年7月～9月	123	71	6	24
2021年10月～12月	134	89	3	17
2022年1月～3月	80	57	1	1
2022年度	458	226	7	7
2022年4月～6月	136	64	2	3
2022年7月～9月	120	74	4	2
2022年10月～12月	94	42	0	0
2023年1月～3月	108	46	1	2
2023年度	419	241	13	23
2023年4月～6月	91	65	5	6
2023年7月～9月	129	77	4	2
2023年10月～12月	104	45	1	1
2024年1月～3月	95	54	3	14
2024年度	92	48	1	3
2024年4月～6月	92	48	1	3
2024年7月～9月				
2024年10月～12月				
2025年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2021年度	450	392	87.1%
2021年4月～6月	140	129	92.1%
2021年7月～9月	111	94	84.7%
2021年10月～12月	125	111	88.8%
2022年1月～3月	74	58	78.4%
2022年度	413	347	84.0%
2022年4月～6月	125	102	81.6%
2022年7月～9月	110	88	80.0%
2022年10月～12月	80	66	82.5%
2023年1月～3月	98	91	92.9%
2023年度	355	307	86.5%
2023年4月～6月	84	72	85.7%
2023年7月～9月	116	95	81.9%
2023年10月～12月	89	83	93.3%
2024年1月～3月	66	57	86.4%
2024年度	27	21	77.8%
2024年4月～6月	27	21	77.8%
2024年7月～9月			
2024年10月～12月			
2025年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

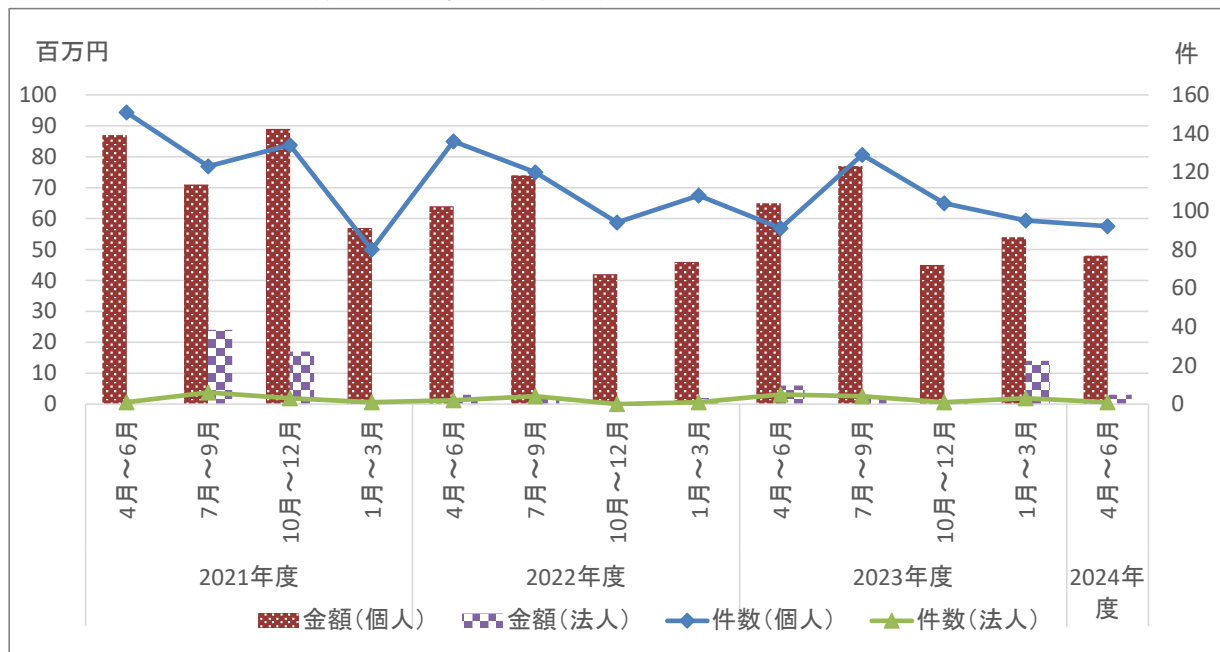
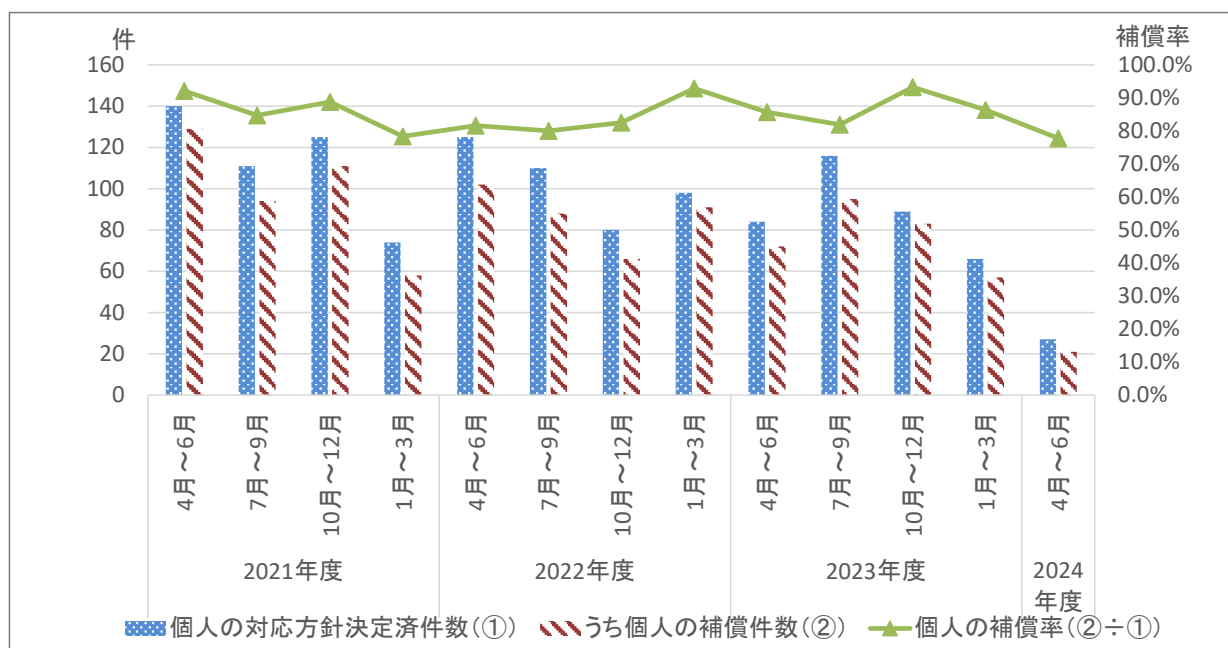


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上